令和８年度狩猟者登録手続きのご案内

１　提出書類

(1)　狩猟者登録申請書・・・・・・・・・・・・　狩猟免許の種類ごとに１部

所定の申請書に黒インク又は黒のボールペンで記入し、1,800 円に相当する香川県収入証紙（収入印紙ではありません。）を所定欄に貼付してください。

※例えば、わな猟免許と第一種銃猟免許の登録をする場合、申請書は２部必要です。

※登録会場では県収入証紙を販売しておりません。事前に購入し、申請書に貼付してください。

(2)　写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　狩猟免許の種類ごとに２枚

１枚は申請書に貼付してください。（混み合うことが予想されますので、時間短縮の観点から写真の切り抜き、貼付については事前に行ってください。）

申請日以前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のタテ 3.0cm、ヨコ 2.4cm の写真をご用意ください。

※例えば、わな猟免許と第一種銃猟免許の登録をする場合、写真は４枚必要です。

(3)　狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面【損害賠償能力（3,000 万円以上）を有することの証明書】・・１部

以下のいずれかをご用意ください。

ア　一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書の原本又は写し

イ　狩猟事故に係る損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることを証明できるもの（ハンター賠償責任保険付保証証明書（別紙様式）又は保険証書の写し）

ウ　上記ア又はイに準ずる資力信用を有することを証明できるもの（金融機関の預金残高証明書等）

(4)　狩猟免状の原本又は写し

(5)　狩猟税申告書・・・・・・・・・・・・・・・　狩猟免許の種類ごとに１部

(6)　納付（入）書兼領収証書（狩猟税の納付がある場合のみ）・・・・１部

住所及び氏名を記入してください。

(7)　狩猟税の減免対象者であることを証する書類（対象者のみ）

狩猟税の減免対象者は、別紙１（裏面）の「減免対象者であることを証する書類」が必要です。

(8)　県民税の所得割額の納付を要しないことを証する書類（対象者のみ）

県民税の所得割額を納付することを要しない場合のみ、軽減税率の適用を受けることができます。市町長が発行する証明書を提出してください。

２　狩猟者登録手続き日程等

（1）　香川県猟友会に所属している方及び入会予定の方

日時	会場	受付時間	対象者
９月 29 日 （火）	高松市川岡コミュニティセンター （高松市川部町 486-3）	10:00～ 12:00	高松南地区の方 高松西地区の方
		13:30～ 15:30	香川地区の方
10 月１日 （木）	小豆島町農村環境改善センター （イマージュセンター） （小豆郡小豆島町池田 2124）	10:00～ 12:00	小豆地区の方
		13:30～ 15:30	
10 月６日 （火）	志度構造改善センター （さぬき市鴨庄 4610－45）	10:00～ 12:00	さぬき北地区の方
		13:30～ 15:30	高松北地区の方
10 月８日 （木）	東かがわ市交流プラザ ２階多目的ホール （東かがわ市湊 1806－2）	10:00～ 12:00	東讃地区の方
		13:30～ 15:30	
10 月 13 日 （火）	まんのう町 琴南農村環境改善センター （仲多度郡まんのう町造田 1974-1）	10:00～ 12:00	綾歌地区の方
		13:30～ 15:30	仲多度地区の方
10 月 15 日 （木）	三豊市市民交流センター （三豊市豊中町本山甲 160-1）	10:00～ 12:00	観音寺地区の方 豊浜地区の方
		13:30～ 15:30	

※令和７年度と午後の受付時間が変更になっていますので御注意ください。

日時	会場	受付時間	対象者
10 月 20 日 （火）	丸亀市飯山総合保健福祉センター （丸亀市飯山町下法軍寺 581-1）	10:00～ 12:00	坂出地区の方
		13:30～ 15:30	丸亀地区の方
10 月 22 日 （木）	善通寺市民体育館 （サブアリーナ） （善通寺市金蔵寺町 398－6）	10:00～ 12:00	高瀬地区の方 各日程で登録できなかった方
		13:30～ 15:30	善通寺地区の方 各日程で登録できなかった方

（2） 香川県狩猟クラブに所属している方及び入会予定の方

日時	会場	受付時間	対象者
10 月 27 日 （火）	香川県農業協同組合三木町支店 （木田郡三木町氷上 364-1）	10:00～ 12:00	さぬき支部の方
		13:30～ 15:30	三木支部の方
10 月 29 日 （木）	四条公民館 （仲多度郡まんのう町吉野下 281）	10:00～ 12:00	仲多度支部の方
		13:30～ 15:30	各日程で登録できなかった方

※令和７年度と午後の受付時間が変更になっていますので御注意ください。

（3） 個人で損害賠償保険等の御準備をされている方や上記日程で未登録の方

日時	会場	受付時間
11 月５日 （木）	香川県庁北館 306 会議室 （高松市番町四丁目１番 10 号）	10:00～ 12:00

※保険加入等は事前に済ませてお越しください。

※令和７年度と会場が異なりますので御注意ください。

３　狩猟税について

狩猟税は、当日登録会場で現金又は県収入証紙で納めてください。詳しくは、県税事務所（087-806-0310）にお問い合わせください。

	県民税の所得割額を納めている人	本年度県民税の所得割額を納めなくてよい人（市町長の証明書が必要）
網猟免許	8,200 円	5,500 円
わな猟免許	8,200 円	5,500 円
第一種銃猟免許	16,500 円	11,000 円
第二種銃猟免許	5,500 円	

減免措置については、別紙１及び同封している「狩猟税申告書等の送付について」を参照してください。

４　その他注意事項

(1)　住所を変更された方及び狩猟免状を紛失された方については、狩猟者登録日までに、香川県環境森林部みどり保全課(087-832-3212)までご連絡のうえ、住所等変更の届出、狩猟免状の再交付申請を行ってください。

(2)　11 月５日（木）までに狩猟者登録の手続きを終えてない方については、11 月６日（金）以降に、香川県庁みどり保全課で狩猟者登録の受付を随時行います。

その際は、事前にみどり保全課(087-832-3212)までご連絡ください。手続きの方法や流れについて説明します。

(3)　香川県みどり保全課へのご連絡は、平日の８時 30 分から 12 時、13 時から 17 時までにお願いします。狩猟者登録手続きも同様の時間帯でお願いします。

(4)　狩猟税の免除に必要な**「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」**は、各市町から発行されますので、必ず**原本を会場に持参してください**。持参されなかった場合は狩猟税の免除措置の対象とはなりません。

(5)　有害鳥獣捕獲による狩猟税の減免措置を希望される方は、必ず**捕獲等に従事した実績を記入した捕獲許可証の写し**を持参してください。捕獲等に従事した実績がない場合は狩猟税の減免措置の対象とはなりません。